別表第三号 無線従事者選解任届の様式(第34条の4関係) (総務大臣又は総合通信局長が この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

					壬届			
	総 務 大	臣殿		<b>/-</b>	=r	年	月	日
				住	所			
				氏》	名又は名称	`		
	文のとおり 無	任無線従事者 線 従 事 者	∵選(解)任した					
	法第39条第4項 用する同法第39	冬第4項			の規定に	こより届	眉けます	r.
	用する同法第51		する同法第3	9条第4項				
長	従事する無線局の免許等の番号、 識別信号及び無線設備の設置場所							
	1 選任又	は解任の別						
	2 同 上	年 月 日						
	3 主任無線 線従事者	線従事者又は無 の別						
		泉従事者が監督 線設備の範囲						
	局の監督	線従事者が無線						
辺	6 (ふ り 氏	) が な) 名						
	7 住	所						
	8 資	格						
	9 免 許 i	証の番号						
	10 無線従事 日	事者免許の年月						
	11 船舶局無 書の番号	無線従事者証明 ·						
	12 船舶局無 の年月日	<b>無線従事者証明</b>						
		前の操作又は監 ⁻る業務経歴の						

短

- 注1 第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る場合は、所轄総合通信局長あてとすること。
  - 2 不要の文字は、抹消すること。
  - 3 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載す ること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
  - 4 3の欄は、主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記入すること。
  - 5 解任の場合には、1から3まで及び6の欄以外の欄の記載を省略することができる。
  - 6 社団のアマチュア局にあつては、この様式にかかわらず、適宜の用紙に無線従事者の氏名、無線従事者免許証の番号(第34条の8に規定する外国政府が付与する資格を有する者については、その資格名)を記載して届け出ることができる。ただし、公益社団法人その他これに準ずるものであつて、総務大臣が認めるものは、当該事項のうち総務大臣が認めるものの記載を省略することができる。